

議員提出議案第 2 号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 1 9 年 3 月 9 日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様

提出者	川崎市議会議員	嶋 崎 嘉 夫
	〃	飯 塚 正 良
	〃	鎚 木 茂 哉
	〃	大 島 明
	〃	石 田 康 博
	〃	玉 井 信 重
	〃	潮 田 智 信
	〃	東 正 則
	〃	本 間 悦 雄
	〃	岩 崎 善 幸
	〃	後 藤 晶 一
	〃	竹 間 幸 一
	〃	佐々木 由美子

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が所属を変更することができる。

第6条第2項の次に次の項を加える。

- 3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は次の会議においてこれを報告しなければならない。

第29条第1項中「調製」を「作成」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、閉会中における議長の委員の選任に関する規定を整備すること等のため、この条例を制定するものである。